t　「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の項には、自己資本比率告示第百六十七条又は持株自己資本比率告示第百四十五条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

u　項番11「未決済取引」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十九条の五又は持株自己資本比率告示第五十七条の五に規定する信用リスク・アセットの額、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第百七十七条の二又は持株自己資本比率告示第百五十五条の二に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

v　「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の欄には、自己資本比率告示第八章の規定又は持株自己資本比率告示第六章の規定により算出した証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

w　項番12「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、別紙様式第二号第二十四面又は別紙様式第四号第十九面及び別紙様式第二号第二十五面又は別紙様式第四号第二十面の項番10から項番13までの項イ欄の合計額と一致する。

x　項番12「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、別紙様式第二号第二十四面又は別紙様式第四号第十九面及び別紙様式第二号第二十五面又は別紙様式第四号第二十面の項番14から項番17までの項イ欄の合計額と一致する。

y　項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番10「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

z　項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番14「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

aa　項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番11「内部格付手法における指定関数方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

bb　項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番15「内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

cc　項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、標準的手法適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番12「標準的手法により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

dd　項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、標準的手法適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番16「標準的手法が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

ee　「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、1250％のリスク・ウェイト適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番13「自己資本比率告示第二百四十七条第一項又は持株自己資本比率告示第二百二十五条第一項の規定により1250％のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

ff　「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、1250％のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番17「自己資本比率告示第二百四十七条第一項又は持株自己資本比率告示第二百二十五条第一項の規定により1250％のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

gg　項番16「マーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第九章又は持株自己資本比率告示第七章の規定により算出したマーケット・リスク相当額の合計額を８パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。なお、特定取引勘定における証券化エクスポージャーを含み、項番４「カウンターパーティ信用リスク」の項に含まれるものは含まない。

hh　項番17「マーケット・リスク　うち、標準的方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十六面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第二十一面の開示を行う場合、同面の項番９「合計」の項の額と一致する。

ii　項番18「マーケット・リスク　うち、内部モデル方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期に係る第四面の開示を行う場合、同面の項番８ｃ「当四半期末におけるリスク・アセット」の項へ欄の額と一致する。

jj　項番19「オペレーショナル・リスク」の項には、自己資本比率告示第十章の規定又は持株自己資本比率告示第八章の規定により算出したオペレーショナル・リスク相当額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

kk　項番23「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六条の三の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条の三の規定により、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第百七十八条の三の規定又は持株自己資本比率告示第百五十六条の三の規定により、250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係るリスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。